

「脳ドック」を受診してみませんか

脳ドックは、MRIやMRAによる画像診断等を行い、自覚症状のない早期の異常（脳動脈瘤、脳梗塞など）の発見、早期治療を目的としています。

対象者 40～74歳までの本市国民健康保険加入者で、次の①～③の要件を全て満たす方

- ①令和6年5月31日以前に加入した方
- ②保険税を完納した世帯の方
- ③令和4年度～令和6年度に脳ドックを受診していない方

※脳ドックと特定健康診査は合わせて実施しますので、申し込みをする方は、抽選結果が確定する7月末までは特定健康診査を受診しないでください。



申込方法 必ずマイナ保険証・資格確認書等を持参し、市役所1階医療保険課特定保健係20番窓口横、または、各支所・宇久行政センターの窓口にお申し込み下さい。

受付期間 令和7年6月9日（月）～6月20日（金）
※土・日曜を除く8:30～17:15

定員 450名程度（応募者数が定員を上回った際は、抽選で決定します。抽選結果は7月末頃、お申し込みの方全員に郵送します）

受診について

- ①当選された方は、指定の医療機関との間で受診日を決めていただきます。なお、自己負担の金額は9,000円～14,000円程度です。
- ②受診日に国保を脱退されていた場合や特定健診を受診されていた場合は、市が負担した費用を返納していただくことがあります。

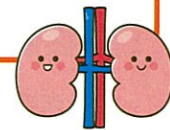
健診結果からあなたの腎機能を見てみましょう！

成人の5人に1人がCKD（慢性腎臓病）と言われています。進行しないと症状が現れないため、健診結果を確認することが必要です。

	正常	軽度	中度	高度
尿蛋白 定量→	0.15 未満	0.15～0.49	0.50以上	
eGFR →	eGFR 60以上	eGFR 45～59	eGFR 30～44	eGFR 29以下

腎臓のはたらきは、「尿蛋白」と「eGFR」でわかります！

- ポイント① 尿蛋白定量検査**
高血糖や肥満、高血圧が続くと尿に蛋白が漏れ出ます。
蛋白が出続けると腎機能が悪くなります。
- ポイント② eGFR**
腎臓が老廃物を尿に排泄することができる能力をあらわしたものです。腎臓の機能が今どれくらいあるかを示す値です。



国保の方は、特定健診結果をぜひ見てみてください。心配な方は早めに「腎専門医」にご相談ください。

【問い合わせ先】 佐世保市役所 ☎0956-24-1111（代表）

特定健康診査・脳ドック	医療保険課	特定保健係	内線2170～2172
重複・多剤服薬、医療費通知	医療保険課	給付係	内線2133～2134
一部負担金減免	医療保険課	給付係	内線2133～2138
国保税の課税	医療保険課	賦課係	内線2151～2155
国保税の納付	収納推進課		内線2235～2239・2241～2249

佐世保市国民健康保険

させぼの国保

令和7年
6月
特集号

「特定健康診査」を毎年受けて、健康寿命を延ばしましょう

本市では5月上旬から対象者の方に「特定健康診査受診券」を送付しています。受診券が届いていない場合は、このお知らせの問い合わせ先に連絡していただきますようお願いいたします。ただし黒島町、高島町にお住いの方には、総合健診実施の1カ月前に送付する予定です。



特定健康診査

- 対象者** 40～74歳までの本市国民健康保険加入者（令和8年3月31日までに40～74歳になられる方）
- 場 所** 登録医療機関または地区コミュニティセンターなど
- 自己負担** 無料
- 必要な物** 受診券、質問票、マイナ保険証・資格確認書等
- 検査内容** 問診（質問票）、身体計測、身体診察、血圧測定、尿検査、血液検査等



注意事項

次の方は受診券発行の申し込みが必要です。

- ①令和7年4月2日以降に国保に加入した方
 - ②令和8年3月31日までに75歳になる方
 - ③長崎県後期高齢者医療制度に加入している方
 - ④若年者健診対象（30～39歳）の方
- ※④の方は自己負担1,000円が必要です。

・がん検診は特定健康診査には含まれていません。がん検診も一緒に受診される場合は「佐世保市のがん検診も受診します」とお伝えください。→がん検診の対象年齢は特定健康診査と異なりますので、ご注意ください。

地区コミュニティセンターなどでの健診は下記事項にご注意ください。

- ①全日程で予約が必要です。
- ②感染症拡大防止対策にご協力をお願いする場合があります。

国保税の税率等

国民健康保険税は、長崎県へ納める「国保事業費納付金（※1）」等を基に、佐世保市が収納可能な割合（令和7年度は約93.0%）で算定した税額で国保税の税率を定め、加入者の皆様に負担をお願いしています。

令和7年度の国民健康保険税の税率は、下の表のとおり「医療分」「後期高齢者支援金等分」「介護納付金分」全ての区分を引き上げました。

また、課税限度額（※2）については国の通知に合わせ、「医療分」と「後期高齢者支援金等分」を引き上げ、「介護納付金分」は据え置きとなりました。

区分	医療分			後期高齢者支援金等分			介護納付金分（40歳～64歳）		
	令和6年度	令和7年度	増減	令和6年度	令和7年度	増減	令和6年度	令和7年度	増減
所得割（所得に対して）	8.00%	8.00%	—	3.00%	3.40%	0.40%	2.60%	2.80%	0.20%
均等割（一人当たり）	22,000円	24,600円	2,600円	9,000円	10,600円	1,600円	9,600円	10,600円	1,000円
平等割（一世帯当たり）	18,000円	18,000円	—	8,000円	7,300円	△700円	4,800円	5,000円	200円
課税限度額	65万円	66万円	1万円	24万円	26万円	2万円	17万円	17万円	—

※1 国保事業費納付金とは、県全体の保険給付費等の財源のうち、国・県費等の公費で賄われない部分を、県内全市町で所得水準及び医療費水準を考慮して分かち合う制度です。
※2 課税限度額とは、加入者の税負担に上限を設定しているもので、計算した結果が課税限度額を超えた場合、国保税は限度額までの金額になります。

重複・多剤服薬に 注意しましょう！

重複服薬（複数の医療機関で同じ効能の薬を重複して服用すること）、多剤服薬（必要以上に多くの薬を服用すること）は副作用や症状が悪化することがあり、体に負担がかかり、医療費を増やすことにもつながります。

重複・多剤服薬を防ぐ方法

「かかりつけ医」を持つ

「かかりつけ医」とは、何かあったらまず相談すると決めている身近なお医者さんのことです。他の医療機関で受診するときも、「かかりつけ医」に相談して、紹介状をもらえば、薬の重複が防げます。

「かかりつけ薬局」を持つ

「かかりつけ薬局」とは、処方せんをもらったら、必ずそこで調剤してもらうと決めている薬局のことです。複数の医療機関で受診したとき、薬の重複や飲み合わせなどをチェックしてもらえます。

「お薬手帳」を活用する

「お薬手帳」とは処方された薬の詳細を記録できる手帳のことです。1人1冊にまとめましょう。医師や薬剤師が現在の服薬状況を確認できます。

「医療費通知」の送付時期と注意点

「医療費通知」とは、医療費負担の仕組みや皆さまの健康に関する認識を深めていただくために国民健康保険に加入されている世帯に送付しているものです。この通知は医療機関等からの請求書によって、支払いが確定したものについて作成しています（医療機関等からの請求が遅れた場合や請求内容の審査等で支払いが遅れている場合などは記載されないことがあります）。

送付時期
令和7年8月中旬（令和7年1月～4月診療分）
令和8年1月下旬（令和7年5月～10月診療分）
令和8年3月中旬（令和7年11月～12月診療分）

令和7年8月発送予定分から、長崎県内の各国民健康保険担当課の協議により、年間の通知回数及び時期の見直しが行われております。

確定申告において、医療費控除の添付書類としてこの通知をご利用される場合は、送付スケジュールにご留意いただき、大切に保管してください。また、11月診療分及び12月診療分は申告時期に間に合わないため、「医療費控除の明細書」を領収書など、他の資料を用い作成していただく必要がありますのでご注意ください。

国保税は納期内に納めましょう！

国保税を納める義務は「世帯主」にあります

世帯主が国保に加入していなくても、同じ世帯の中に国保加入者がいらっしゃると、国保税は世帯主に課税され、納税通知書（納付書）も世帯主に送付されます。

国保税は医療費等の大切な財源です。滞納すると他の国保加入者の皆様への負担を招き、迷惑を掛けることになりますので、誰もが安心して医療を受けられるようきちんと納めましょう。

納付場所

金融機関、コンビニ、市役所収納推進課、各支所・宇久行政センター、ゆうちょ銀行、郵便局

便利・安心・確実な 口座振替のご利用を

市内の金融機関、または市役所収納推進課、各支所・宇久行政センターに備え付けられた「口座振替依頼書」に必要事項を記入・押印し、提出してください。また、納税通知書に添付している「口座振替依頼書」でも、お申し込みいただけます（世帯主以外の方の口座での登録・振替も可能です）。

手続きに必要な物

- ①通帳または口座開設支店と口座番号が分かるもの
- ②通帳のお届け印

※口座振替を廃止する場合は、市内の金融機関（ゆうちょ銀行、郵便局を含む）、市役所収納推進課、各支所・宇久行政センターのいずれかへ届出が必要です。

キャッシュカードだけで 口座振替のお申し込みが可能です！

市役所収納推進課窓口では、次の金融機関のキャッシュカードをお持ちであれば、通帳や印鑑がなくても簡単に口座振替の手続きができます。

お申し込みができる金融機関 | ゆうちょ銀行、十八親和銀行、九州ひぜん信用金庫

スマートフォン・タブレットを 使って納付できます！

お手持ちのスマホやタブレットを使用し、納付書に印刷されたバーコードを読み取ることで、納付することができます。

利用可能なサービス

- ・クレジットカード決済
- ・インターネットバンキング決済
- ・スマホアプリ決済

（一部、システム利用料が必要となるサービスがあります）

※詳しくは佐世保市ホームページをご覧ください。



佐世保市国民健康保険 医療費一部負担金減免制度について

災害や特別な事情によって、一時的に収入が減少した佐世保市国民健康保険の加入者が医療機関に入院した際、3カ月以内の期間で自己負担の減免ができます。事前申請が必要です。

対象者となるのは

- ①災害や事業の休廃止、失業などで収入が著しく減少。
- ②月収が生活保護基準以下で、かつ預貯金が1ヶ月の生活保護基準の3倍以下。
- ③佐世保市国民健康保険加入者（3月以上）で、国民健康保険税に未納のない方。等、条件があります。詳しくはお尋ねください。